

日本写真映像専門学校

学 則

第 一 章 総 則

- 第1条 本校は教育基本法並びに学校教育法に従い、写真専門課程を設置し、写真・映像、情報管理に関する学術、理論、実務技術を教授すると共に、職業人としての教養の向上と人格の陶冶を図り、社会の福祉に貢献する技術者を育成することを目的とする。
- 第2条 本校は日本写真映像専門学校と称する。
- 第3条 本校は大阪市東住吉区矢田1丁目5番9号に位置する。

第 二 章 課程及び学科、修業年限並びに休業日

- 第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程別	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員
写真専門課程	昼間	写真コミュニケーション学科	2ヶ年	60名	120名
		映像クリエイション学科	2ヶ年	40名	80名
	夜間	フォトファイン学科	1ヶ年	50名	50名

- 第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から 3月31日まで

- 第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

(6) 創立記念日 12月22日

2. 前項の定期休業日のうち夏期休業、冬期休業、春期休業の期間中については、毎年度の学事暦によって定める。

3. 夏期休業、冬期休業、春期休業の期間中に、補講、集中講義、実習棟の授業を行う場合がある。

4. 必要がある場合、校長は休業日の追加、変更を行うことができる。

第 三 章 教育課程、授業時数及び教育組織

第 7 条 本校の授業時間数は昼間 1 年 8 0 0 時間以上、夜間 1 年 8 0 0 時間以上とし、教育課程別表 1－1、1－2、1－3 のとおりとする。

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。
昼間 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 4 0 分まで
夜間 午後 6 時 3 0 分から午後 9 時 2 0 分まで

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

校 長	1 名
教 員	1 5 名以上
助 手	3 名以上
事務職員	3 名以上
校 医	1 名

第 四 章 入学・編入学・休学・退学・卒業・及び賞罰

第 10 条 本校の専門課程に入学できる者は次の各号のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者。
- (4) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。
- (5) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者。
- (6) その他本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。

第 11 条 本校の第 2 学年に直接編入学できる者は次のとおりである。

前条の入学資格を満たし、かつ 1 9 歳以上の者で、本校において専門課程 1 学年の課程を修了した者に準ずる当該専門知識、学力及び技能があると認めた者。

第 12 条 本校の入学時期は次のとおりである。

毎年 4 月

第 13 条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書の必要事項を記載して願出しなければならない。
- (2) 学生の入学許可は校長が行う。
- (3) 入学を許可された者は、所定の入学金を納入しなければならない。

第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、診断書及びその理由を記し校長の許可を受けなければならない。

2. 休学の許可期限は原則として、次年度入学の時期までとする。

第 15 条 退学しようとする者は所定の用紙にその理由を記して願出、校長の許可を受けなければならない。

第 16 条 試験等に合格し、本校所定の課程を修了したと認めた者に卒業証書（写真コミュニケーション学科及び映像クリエイション学科は様式－1、フォトファイン学科は様式－2 を授与する。

2. 前項により写真専門課程、写真コミュニケーション学科または映像クリエイション学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第 17 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

第 18 条 学則及び学則施行細則その他諸規定に反した者は校長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎、訓告とする。
3. 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第 五 章 入学金・学費・その他

第 19 条 選考料、入学金、学費等は別表 2－1、別表 2－2 のとおりとする。

2. 学費の納期、納入方法等についての必要事項は別に定める学費納入規則による。

第 20 条 健康診断は毎年 1 回別に定めるところにより実施する。

第 21 条 校長は、非常災害その他特別の事情がある場合、授業日の変更または休校することができる。

附則

1. この学則は昭和 58 年 9 月 5 日より施行する。
2. この学則は一部変更改正して昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。
3. この学則は一部変更改正して昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
4. この学則は一部変更改正して平成 元年 4 月 1 日より施行する。
5. この学則は一部変更改正して平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
6. この学則は一部変更改正して平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
7. この学則は一部変更改正して平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
8. この学則は一部変更改正して平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
9. この学則は一部変更改正して平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
10. この学則は一部変更改正して平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
11. この学則は一部変更改正して平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
12. この学則は一部変更改正して平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
13. この学則は一部変更改正して平成 16 年 9 月 1 日より施行する。
14. この学則は一部変更改正して平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
15. この学則は一部変更改正して平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
16. この学則は一部変更改正して平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
17. この学則は一部変更改正して平成 19 年 12 月 1 日より施行する。
18. この学則は一部変更改正して平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
19. この学則は一部変更改正して平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
20. この学則は一部変更改正して平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
21. この学則は一部変更改正して平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

22. この学則は一部変更改正して令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、第 19 条別表 2－1 についてはなお従前の例による。